

地域包括ケア人材育成事業業務委託仕様書

1 目的

現役世代が減少するとともに高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見据え、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、その中心的な役割を担う生活支援コーディネーターや、認知症地域支援推進員等を対象とした研修及び在宅医療・介護連携推進事業市町村担当者等を対象とした研修を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託料

4, 642, 350 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 業務内容（1）

生活支援コーディネーター等を対象とした研修：1, 000, 000 円

4 業務内容（2）（3）

認知症地域支援推進員等を対象とした研修：2, 992, 900 円

4 業務内容（4）

在宅医療・介護連携推進事業市町村担当者等を対象とした研修：649, 450 円

4 業務内容

下記(1)から(4)の研修を実施すること。

なお、各研修を実施する際は、下記(5)に留意すること。

(1) 生活支援コーディネーター等を対象とした研修

- ① 目的 高齢者の生活支援のため、市町村が地域の特色を活かして創意工夫と試行錯誤を通じた様々な取組を実施できるよう、生活支援コーディネーター等を育成する。
- ② 開催回数 第2四半期と第3四半期に1回ずつ・年2回実施
- ③ 研修内容 地域住民や民間団体等と協働した地域づくりに関する先進事例の紹介や演習等を通じた実践的な内容とすること。

(2) 認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、チームオレンジコーディネーター等を対象とした研修

- ① 目的 認知症の人が住み慣れた地域でその人らしく生活することができるよう、市町村の認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員及びチームオレンジコーディネーター等を、地域における支援の担い手として育成する。
- ② 開催回数
 - ・主に認知症地域支援推進員を対象とする研修
第2四半期と第3四半期に1回ずつ・年2回実施
 - ・主に認知症初期集中支援チーム員を対象とする研修
第3四半期に1回実施
 - ・主にチームオレンジコーディネーターを対象とする研修
第3四半期に1回実施

- ③ 研修内容 認知症カフェの設置や認知症サポーター活動の推進、認知症ケアパスの作成支援、認知症初期集中支援チームの取組支援、チームオレンジの整備等、認知症地域支援体制の構築・強化に資するものとする。

(3) 病院勤務以外の県内の診療所、訪問看護ステーション及び介護事業所等に勤務する看護師、歯科衛生士等を対象とした認知症対応力向上研修

- ① 目的 認知症の人が住み慣れた地域でその人らしく生活することができるよう、県内の診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等の看護師や歯科衛生士等の医療従事者等を、認知症の人及びその家族に対する支援の担い手として育成する。

- ② 開催回数 第2四半期と第3四半期に各1回・年2回実施

- ③ 研修内容 認知症地域医療支援事業実施要綱に基づき、認知症の人や家族を支えるために医療従事者として必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識・習得に資する内容とすること。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業に関する研修

- ① 目的 市町村が主体となって実施する在宅医療・介護連携推進事業の更なる推進を図るため、市町村担当者等を対象とした研修会を開催する。

- ② 開催回数 第2四半期から第3四半期の間に3回程度実施
(集合研修1回、現地研修2回程度)

- ③ 研修内容 在宅医療・介護連携事業の概要や進め方の修得に資する内容にするとともに、県内外の事例紹介を含めた内容とすること。また、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 4」(令和7年(2025年)3月厚生労働省作成※)を踏まえた内容とすること。

※PDFダウンロードURL

[mhlw.go.jp/content/001468173.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/001468173.pdf)

掲載元：厚生労働省ホームページURL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>

(5) 留意事項

- ・ 会場設営、備品(映像機器、PC等)や資料・資材の準備、進行、運営を行うこと。
- ・ 必要に応じ、外部講師の招へいや県内外の先進事例の紹介等を行うこと。
- ・ 研修は、参加者相互の交流や連携強化に資するものとする。
- ・ グループワークや情報共有の場を設けること。
- ・ 研修参加者に対するアンケートを実施し、とりまとめた結果を県に報告すること。

5 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

6 とりまとめ・実施報告書の作成

記録写真の撮影や内容等の概要など、本業務の実施内容をとりまとめ、事業実施報告書を作成すること。

納入場所 〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号
宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- (4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。